

議第六十一号

岐阜県税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

令和七年三月三十一日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、その承認を求めらる。

令和七年五月八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の三第一項中「数量」の下に「（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

第七十一条の十七第一項中「その他」を「その他の」に改める。

附則第七条第一項及び第三項から第五項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同条第九項から第十二項まで及び第十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第七条の四第一項、第二項及び第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の四第八項中「その他」を「その他の」に改め、同条に次の一項を加える。

9 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。）のうち法附則第十二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油（第七十一条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第七十一条の三第一項（第五号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第十二条の九第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第四条の十一第十四項」を「附則第四条の十一第十一項」に、「同条第十五項」を「同条第十二項」に改め、「車両総重量」の下に「（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次条第二項第二号において同じ。）」を、「トラック」の下に「（施行規則附則第四条の十一第九項に規定する被

けん引自動車を除く。」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第八項に規定するもの」に、「施行規則附則第四条の十一第十三項」を「同条第十項」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第四条の十一第十六項」を「附則第四条の十一第十三項」に、「同条第十七項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項第一号ハ」を「同条第十三項第一号ハ」に改め、同項を同条第五項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 2 改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）第七十一条の三第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第十二条の四第九項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。
（自動車税に関する経過措置）
- 4 令和六年四月三十日までに取得された改正前の附則第十二条の九第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。